

日本質量分析学会

特別賞，学会賞，技術賞，奨励賞，

功労賞，論文賞および会誌賞

規程

(総則)

第 1 条 質量分析学研究および質量分析技術の優れた功績を顕彰するため，日本質量分析学会（以下「学会」という．）に日本質量分析学会特別賞，学会賞，技術賞，奨励賞，功労賞，論文賞および会誌賞（以下「特別賞」，「学会賞」，「技術賞」，「奨励賞」，「功労賞」，「論文賞」および「会誌賞」という．）を置く．

(目的)

第 2 条 学会が授与する特別賞，学会賞，技術賞，奨励賞，功労賞，論文賞および会誌賞に関しては，この規程の定めるところによる．

(特別賞)

第 3 条 特別賞は，本学会の会員であって，質量分析学の発展に関し極めて顕著な功績のあった者に授与する．

(学会賞)

第 4 条 学会賞は，本学会の会員であって，質量分析学の発展に関し顕著な功績のあった者に授与する．

(技術賞)

第 5 条 技術賞は，本学会の会員であって，質量分析技術の開発に関し顕著な功績のあった者に授与する．

(奨励賞)

第 6 条 奨励賞は，本学会の会員であって，質量分析学の進歩に寄与する優れた研究をなし，なお将来の発展を期待しうる者に授与する．

(功労賞)

第 7 条 功労賞は，本学会の会員であって，質量測定，装置改良等の基盤的業務，その他質量分析の関連業務に従事し，質量分析の進歩発展および普及に長年継続して寄与した者に授与する．

(論文賞)

第 8 条 論文賞は，本学会誌に掲載された原著論文が質量分析学に大きく貢献したと認められる著者に授与する．

(会誌賞)

第 9 条 会誌賞は，本学会誌上に掲載された総説・解説等（原著論文以外の著作）が質量分析学に大きく貢献したと認められる著者に授与する．

(受賞者の決定)

第 10 条 特別賞の受賞者は，学会委員会（以下「委員会」という．）において選考・決定

し、表彰する。

第 11 条 学会賞，技術賞，奨励賞，功労賞，論文賞および会誌賞の受賞者は，別に定める受賞候補者の中から毎年委員会において決定する。

2 学会賞は 2 件以内とする。

3 技術賞は 2 件以内とする。

4 奨励賞は 3 件以内とする。

5 功労賞は数件とする。

6 論文賞は数件とする。

7 会誌賞は数件とする。

(受賞者の顕彰)

第 12 条 特別賞，学会賞，技術賞，奨励賞，功労賞，論文賞および会誌賞の受賞者には賞状および賞牌を授与する。ただし，論文賞または会誌賞の受賞者が複数の場合，賞状および賞牌は，それぞれ著者の代表者 1 人に授与する。

(選考)

第 13 条 学会賞，技術賞，奨励賞，功労賞，論文賞および会誌賞の受賞者の選考に関し，必要な事項は別に定める。

(改正)

第 14 条 本規程の改正は委員会の議を経て行う。

付 則

この規程は，1981 年 10 月 9 日から施行する。

改 正 1991 年 5 月 16 日

1994 年 5 月 11 日

1995 年 3 月 18 日

1999 年 5 月 12 日

2002 年 3 月 30 日

2004 年 2 月 14 日

2008 年 4 月 1 日